

答申第56号
平成16年3月29日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下淳

オンライン結合による提供制限の例外について（答申）

平成16年3月25日付け諮問第171号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、オンライン結合による提供の制限の例外について、適當と認める理由等は下記のとおりです。

記

適當と認められる理由等

当審議会は、すでに、平成10年6月24日付け答申第9号により、ひょうごインターネットキャンパスにおける情報提供が有用であり、かつ個人情報の保護措置が適正に行われていることから、オンライン結合による提供の制限の例外を認めているところですが、このたびのシステム変更に伴う新たな個人情報の取り扱いも次のとおり適當であると認められます。

1 本件インターネットによる情報提供の有用性について

このたびのシステム変更は、県民等の生涯学習の充実を図るために、生涯学習情報及び生涯学習ライブラリ -において提供する情報を拡充するとともに、県及び参画機関における情報の共有化を図るもので、県民等の生涯学習をよりよく振興する上で必要なものであると考えられます。

また、学びの達人クラブ交流サロンでの提供情報の充実は、県民等の自主的な学習活動の支援に効果的であると考えられます。

2 個人情報の保護について

これまで行われてきた個人情報の保護措置に加えて、新たに取り扱う個人情報については、次のとおり、個人情報が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められます。

(1) 講師情報を実施機関と参画機関が共有することとしているが、実施機関において、参画機関が個人情報保護措置を適切に講じているかを確認したうえで、参画機関に個人情報を提供することとしていること。

(2) 生涯学習ライブリヤーでの学習コンテンツや、学びの達人クラブでの意見、投稿画像については、事前に管理者において内容確認を行うなど、利用規約に基づいた適正な個人情報の取り扱いが確保される体制がとられていること。